

京都市京北森林公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年2月27日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第131号

京都市京北森林公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市京北森林公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条中「第4条」を「第5条」に、「使用の」を「利用の」に、「京都市京北森林公園使用許可申請書」を「京都市京北森林公園利用許可申請書」に、「市長が」を「条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が」に、「市長に」を「指定管理者に」に改める。

第2条本文中「使用しよう」を「利用しよう」に、「使用日」を「利用日」に改める。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改める。

第4条の見出しを「(付属設備の利用に係る料金の上限額)」に改め、同条中「使用料」を「利用に係る料金の上限額」に改める。

第5条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条各号列記以外の部分中「第7条ただし書」を「第8条ただし書」に、「使用料」を「京都市京北森林公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改め、同条第1号中「使用」を「利用」に改め、同条第2号中「使用する」を「利用する」に改め、同条第3号中「使用を」を「利用を」に、「使用日」を「利用日」に改める。

第6条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「第8条」を「第9条」に、「使用料」を「利用料金」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第7条中「第9条第1項」を「第10条第1項」に、「市長」を「指定管理者」に改

める。

別記様式注以外の部分中「京都市京北森林公園使用許可申請書」を「京都市京北森林公園利用許可申請書」に、「京都市長」を「指定管理者」に、「第4条」を「第5条」に、「使用の」を「利用の」に、「使用する」を「利用する」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(産業観光局農林振興室林業振興課)